

秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正することについて

秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、傷病補償年金又は休業補償
と同一の理由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合の調整
率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和
42年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の部障害厚生年金等（その補償の理由と
なった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項及び同条第
2項の表障害厚生年金等（その補償の理由となった障害について障害基礎年金
が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給す
べき理由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき理由
の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給
すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべ
き理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。